



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月11日(火) 第10042号

目次

ページ

公 告

○農地を利用する権利を設定する裁定(農業構造政策課)

2

■ 公 告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
館林市傍示塚町字悪途331番	畑	915	(亡)谷津喜美

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和4年12月1日	令和14年11月30日まで (10年)	65,880円 (年額7,200円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局(太田支局)に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局(太田支局)において、供託された補償金の還付を請求することができる。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111